# いじめ防止基本方針

沖縄県立首里東高等学校

# 目　次

頁

第１　いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
１　基本方針策定の意義、基本理念、いじめの定義等
（１）いじめの定義　（２）基本理念　（３）「いじめ」の判断　１
具体的ないじめの態様（例）　２
第２　いじめの防止等のための対策の内容
１　いじめの防止等のために学校が実施する施策
（１）学校におけるいじめの防止等の対策のための組織　３
（２）学校におけるいじめの防止等に関する措置　３
２　発見したいじめに対する対処
（１）情報を集める　４
（２）いじめ防止対策委員会で指導・支援体制を組む　５
（３）生徒への指導・支援を行う　５
（４）保護者と連携する　６
（５）緊急時の組織的対応　６
３重大事態への対処
（１）重大事態発生時の対処展開　７
４　年間計画　８
５　留意事項　８

別紙資料①　学校における生徒観察の視点　９
別紙資料②　家庭用「いじめ早期発見チェックリスト」　10

# 首里東高等学校「いじめ防止基本方針」

## 第１ いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

### １ 基本方針策定の意義、基本理念、いじめの定義等

#### （１）いじめの定義

（定義）
第２条 この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。
【いじめ防止対策推進法】

#### （２）基本理念

①いじめは、全ての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

②全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

③いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、県、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

#### （３）「いじめ」の判断

①「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめられた生徒の立場に立つ。

②いじめは、「心身の苦痛を感じているもの」と定義するが、多様な態様があることに鑑み、それだけに限定しない。

例① いじめられていても、本人がそれを否定する場合。

例② ネット上で悪口を書き込まれているが、本人が気づいてない場合。

※上記の例に関しても、加害行為を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要。

③けんかやふざけ合いであっても、いじめに該当するか否かを判断する。

※見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目する。

④いじめの認知は、学校いじめ対策組織を活用して行う。

※教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応をとる。

【具体的ないじめの態様（例）】

| | 学校対応の目安 |
|---|---|
| **【ケース０ 】**<br>①軽微なトラブル<br>②友人・仲間同士のコミュニケーション不足<br>③他人への迷惑行為　　等<br><br>いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要するわけではない。例えば、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに謝罪し良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わず指導する。<br>※これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を学校いじめ対策組織へ情報共有する。 | 校内規定に準じ、指導・支援を行う |
| **【ケース1】**<br>①冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。<br>②プロレスごっこなど嫌な遊びを強要される。<br>③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。<br>④ケンカを強要される。<br>⑤物を借りて返さない。<br>⑥物をぶつけられる。<br>⑦いじられ役になる。<br>⑧言葉やネットでのからかいを受ける。<br>⑨写真をネットに勝手に掲載される。　　等 | |
| **【ケース2】**<br>①仲間内で力関係が決まっているかのような状況が周囲からはっきり見える。<br>②仲間はずれ、集団による無視をされる。<br>③被害者が嫌がっている様子、表情が見られる。<br>④窃盗を強要（万引きの見張り役等も含む）される。<br>⑤ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。<br>⑥「死ね」「ウザイ」などの言葉・書き込みをされる。<br>⑦恥ずかしい姿の写真を撮影し、ネットに掲載される。　　等 | |
| **【ケース3】**<br>①明らかに「遊び」「ふざけ」「ケンカ」の段階を超え、ケガなどを負わされる。<br>②金品を隠されたり、壊されたり、捨てられたりする。<br>③断れない状況に肉体的・心理的に追い込み、嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことを強要される。<br>④パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等。<br>⑤ケース1やケース2において指導したにもかかわらず、いじめが潜在化し続けていた場合。<br>等 | 警察へ「相談・通報」 |
| **【ケース4】**<br>①治療を要するケガを負わされる。<br>②金品の執拗な強要や盗まれたり等がある。<br>③身体の危険、命の危険を感じるほどの暴行。<br>等 | 警察へ「通報」 |

※犯罪行為として取り扱われるべきと認められるもの、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものは、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る。

## 第2 いじめの防止等のための対策の内容

### 1 いじめの防止等のために学校が実施する施策

#### (1) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

①組織:「いじめ防止対策委員会」(「人権教育推進委員会」と兼ねる)

②構成員(柔軟に対応)

校長、教頭、学年主任、生徒支援部主任、教育相談係、養護教諭、当該担任

※必要に応じて部活動顧問、外部専門家(スクールカウンセラー等)を活用。

③組織の役割

ア いじめ防止基本方針および年間計画の作成、実行、検証、見直しを行う。

イ 未然防止の取組

ウ いじめの相談・通報を受けつける窓口(電話相談窓口の周知等を含む)

エ いじめの疑い、児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有

オ 教職員の共通理解と意識啓発(校内研修の企画・実施)

カ 定期及び緊急アンケート・面談・聴取等の実施

キ いじめの認定

ク いじめの被害児童生徒に対する支援及び加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携などの対応を組織的に実施

ケ 重大事態への対応

#### (2) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

①いじめの防止のための取組

生徒・保護者に対して、本組織の存在及び活動を容易に認識させる取組。

②未然防止のための取り組み

ア 学級担任・教科担任・学年主任等

(ア)日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学級全体に醸成する。

(イ)「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与える「傍観者」の存在によっていじめは成り立つことを理解させ、いじめの傍観者が「仲裁者」や「相談者」に転換するように促す取組をホームルーム活動等において行う。

(ウ)一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりを進め、すべての生徒が参加・活躍できる授業を工夫する。

(エ)新入生歓迎球技大会、遠足、東雲祭、イースト杯、修学旅行等の学校行事を通して、集団への帰属意識を高め、集団における協調性やチームワークを学ばせる。

(オ)教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

イ 生徒支援担当

(ア)いじめ問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。

(イ)サイバー犯罪防止講演会等を通して、インターネットの活用マナーについて学び、ネット利用モラルの高揚を図る。

（ウ）警察や児童相談所等の関係機関と日頃から関係づくりに努め、必要に応じて情報交換や連携に取り組む。

ウ 管理職

全校集会などで日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。

エ 教育相談担当

人権講話等を通して自他の人権を尊重する態度を養い、社会の一員として適切かつ円滑な人間関係を築いていくマナーを身につけさせる。

オ 養護教諭

性に関する特設授業や救急法講習会等、教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。

カ 生徒会担当

いじめの問題に生徒自らが主体的に参加する取り組みを推進する。

（例：生徒会によるいじめの撲滅の宣言や相談箱の設置など）

キ 部活動顧問

部活動の更なる活性化に努め、集団への帰属意識、自他の個性の尊重、助け合いの精神、チームワークを高める。

③早期発見のための取組

ア アンケート調査を年に3回実施する。

イ 定期的な教育相談の機会として、学期毎の学級PTA、三者面談がある。いじめ防止対策委員会が「相談窓口であること」、「いじめられた生徒を徹底的に守り通すこと」を生徒・保護者に認識されるようにする。

ウ 生徒、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、日頃からの声かけ等により、良好な人間関係を築いていく。

エ 全職員でいじめの態様について共通理解を持ち、生徒を注意深く観察・見守りを行う（P2 具体的ないじめの態様（例）、P9 学校における生徒観察の視点 参照）。

オ 些細な情報であってもきちんと対応し、担任だけでなく、学年集団として共有する。

カ 保護者会等で、「何かあれば担任に気軽に相談してください」「担任に相談しづらい場合には、直接教頭や学年主任に気軽に相談してください」と教頭や生徒支援部主任、学年主任、担任が繰り返すことで、相談体制を広く周知する。

**2 発見したいじめに対する対処**

**（1）情報を集める**

①学級担任・教科担任・学年主任・部活動顧問等

ア いじめの疑いがある場合、些細な兆候であっても、いじめの疑いのある行為には、早い段階から的確に関わる。

イ 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。

ウ 教職員は一人で抱え込まず、速やかに関係職員に報告し、いじめの防止対策委員会と情報を共有する。

②いじめ防止対策委員会

ア 委員会が中心となって、速やかにいじめの調査（事実の有無の確認）を行う。

イ 発見・通報を受けた場合、速やかに関係生徒から状況を聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う。その際、他の生徒の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う。得られた情報は確実に記録に残す。

ウ いじめた生徒が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う。

エ 一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する。

**（2）いじめ防止対策委員会で指導・支援体制を組む**

①正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む(学級担任・学年主任、生徒支援部、教育相談担当、養護教諭、管理職などで役割を分担する)。

ア いじめられた生徒や、いじめた生徒への対応

イ その保護者への対応

ウ 教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無等

②生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

③現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加え、「いじめ防止対策委員会」でより適切に対応する。

**（3）生徒への指導・支援を行う**

※「いじめ防止対策委員会」で決定した指導・支援体制に基づき、指導・支援を行う

①いじめられた生徒に対応する教員

ア いじめられた生徒や、いじめを知らせてきた生徒の安全を確保するとともに、いじめられた生徒に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。

イ いじめられた生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族等)と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。

ウ いじめられている生徒に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。

②いじめた生徒に対応する教員

ア いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。

イ 必要に応じて、いじめた生徒を別室での指導や出席停止制度の活用など、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。

ウ いじめた生徒に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合、所轄警察署等とも連携して対応する。

エ いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。

オ 不満やストレス(交友関係や学習、進路、家庭の悩み等)があっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などで的確に発散できる力を育む。

③学級担任・学年主任・教科担任等

ア 学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

イ いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止

めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。

ウ はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

エ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。

④いじめ防止対策委員会(生徒支援部及び関係職員)

ア 状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察官経験者等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。

イ 指導記録等を確実に保存し、生徒の進級や転学に当たって適切に引き継ぎを行う。

**(4)保護者と連携する**

①学級担任を含む複数の教員

ア 家庭訪問(加害、被害とも。また、学級担任を中心に複数人数で対応)等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

イ いじめられた生徒を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する。

ウ 事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

**(5)緊急時の組織的対応**

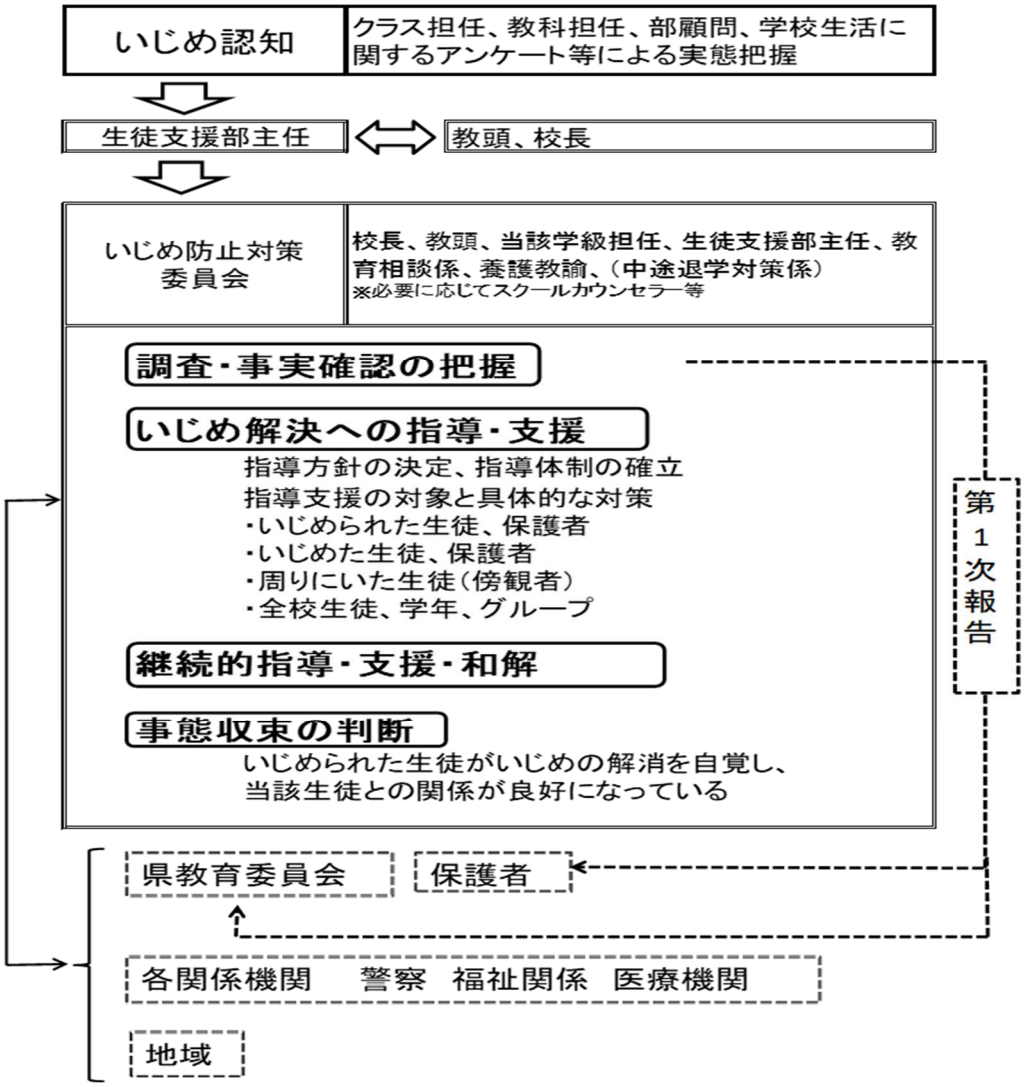

## 3重大事態への対処

第２８条　学校の設置者又はその設置する学校は，次に掲げる場合には，その事態（以下「重大事態」という。）に対処し，及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため，速やかに，当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け，質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一　いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二　いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

２　学校の設置者又はその設置する学校は，前項の規定による調査を行ったときは，当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し，当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

３　第１項の規定により学校が調査を行う場合においては，当該学校の設置者は，同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

【いじめ防止対策推進法】

### （1）重大事態発生時の対処展開

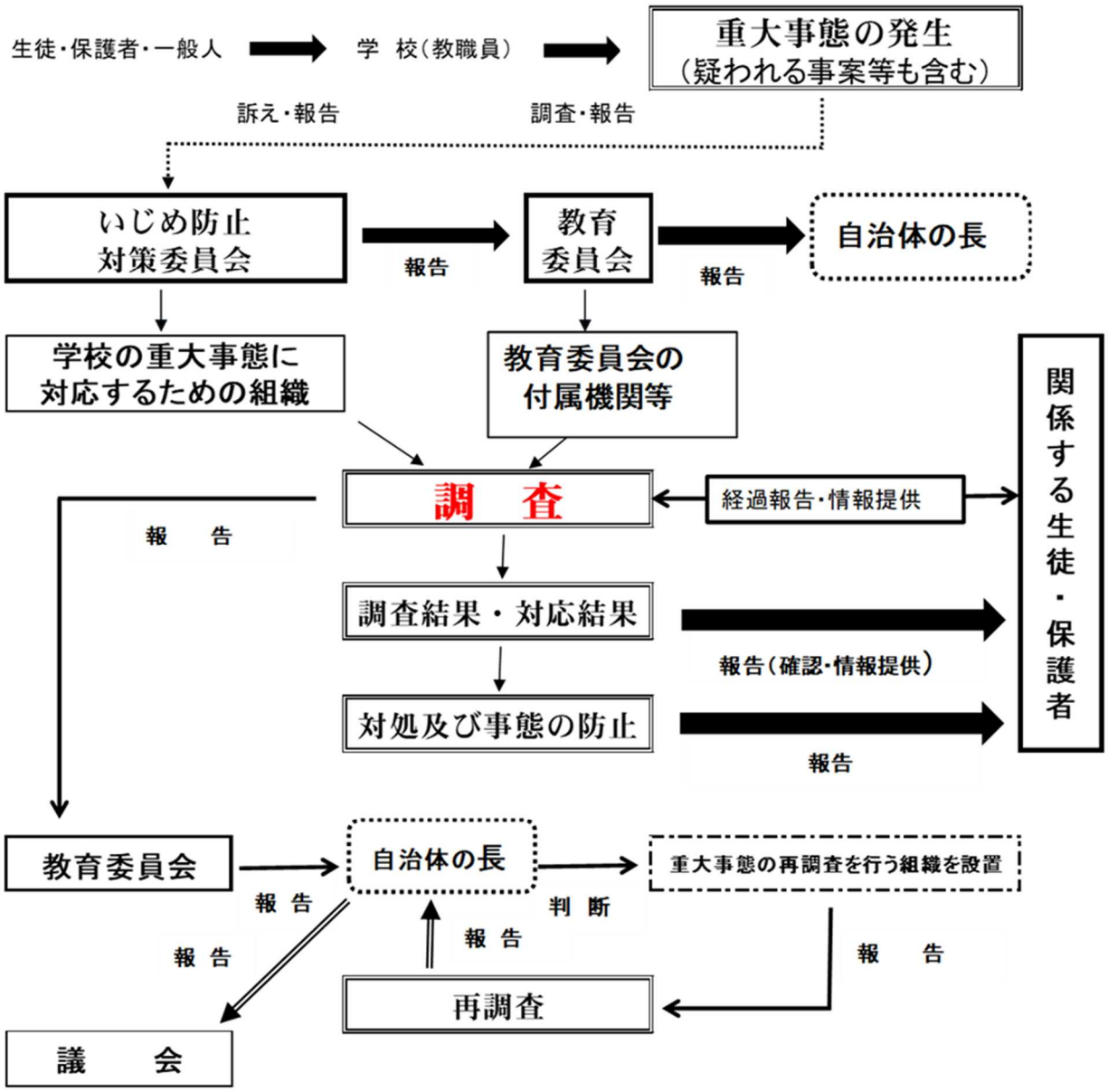

## 4 年間計画

| | |
|---|---|
| 4～7月 | ・中学校および前年度からの申し送り事項による生徒の実態把握<br>・学年会、学年集会、親睦オリエンテーション、遠足、新入生球技大会等による生徒の実態把握<br>・大型連休の過ごし方について全校生徒へ注意喚起<br>・三者面談時におけるいじめ早期発見チェックリストの配布<br>・心理検査および検査結果活用のための職員研修の実施<br>・サイバー犯罪防止講話の実施<br>・第1回拡大学年会における生徒の情報交換<br>・（全学年）学校生活に関するアンケートを実施<br>・学校評議員会①<br>・学校保健委員会① |
| 8月～12 月 | ・学年会、学年集会等による生徒の実態把握<br>・第2回拡大学年会における生徒の情報交換<br>・（全学年）学校生活に関するアンケートを実施<br>・学校評議員会②<br>・学校保健委員会② |
| 1月～3月 | ・学年会、学年集会等による生徒の実態把握<br>・（1．2年）学校生活に関するアンケートを実施<br>・学校評議員会③<br>・学校保健委員会③<br>・次年度の申し送り事項に係る生徒の情報交換 |

※生徒支援部：毎月開催される「学校・警察連絡協議会」にて情報交換

## 5 留意事項

誰からも信頼される高校をめざしている本校は、いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については，学校のホームページなどで公開するとともに、学校評議員会やPTA総会をはじめ、学級PTA、三者面談、家庭訪問などあらゆる機会を利用して保護者や地域に情報発信に努める。

また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて点検し、必要に応じて見直しをする。その際、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。

附則　この方針は平成26年3月28日に公布する。
この方針は平成26年4月1日から施行する。
この方針は平成29年4月1日から施行する。
この方針は令和6年4月1日から施行する。

別紙資料①

# 学校における生徒観察の視点

| 場面等 | 観察の視点(変化に気づく) |
|---|---|
| S　H　R | □遅刻・欠席が増える　□遅刻寸前の登校が増える<br>□表情が暗くうつむきかげん　□出席確認時の返事の声が小さい |
| 授業の開始時 | □忘れ物が多くなる　□涙を流した気配が感じられる<br>□机・椅子が散乱している　□周囲がざわついている<br>□一人だけ遅れて教室に入る　□机が別の位置にある |
| 授　業　中 | □正しい返答を揶揄される　□ひどいあだ名で呼ばれる<br>□頭痛腹痛を頻繁に訴える　□グループ・班分けで孤立する<br>□文字の筆圧が弱くなる　□ぼんやり一人でいることが多い<br>○不真面目な態度が目立つ　○ふざけて質問をする |
| 休　憩　時 | □わけもなく階段を歩く　□一人でいることが多い<br>□用もないのに職員室に来る　□遊びの中に入れない<br>□集中してボールを当てられる　□トイレに行く回数が多い<br>□保健室への来室が増える　○悪ふざけをすることが多い |
| 昼　食　時 | □弁当にイタズラされる　□弁当を隠されたり食べられたりする<br>□グループから外される　□好きなメニューを他人に譲る |
| 清　掃　時 | □一人で残ることが多い　□目の前にゴミを捨てられる<br>□清掃を一人でさせられるなど、嫌がる仕事を押しつけられる |
| 放　課　後 | □服装の汚れ・破損がある　□擦り傷や鼻血のあとがある<br>□急いで一人で帰宅する　□用もないのに教室に残る<br>□部活動に参加しなくなる　○他の子の荷物を持っている |
| 動作・表情等 | □おどおどした感じを与える　□視線を合わせようとしない<br>□寂しそうな表情をする　□独り言をよく言う<br>□委員や係等を辞退する　□手イタズラが目立つ<br>○乱暴な言葉遣いをする　○反抗的態度が増える |
| 持　ち　物<br>服装容儀等 | □教科書にイタズラ書きがある　□掲示物を破られる<br>□靴、体育着等が隠される　□急に携帯電話を使わなくなる<br>○高価な物を持ってくる　○目立つ服装をしてくる |
| そ　の　他 | □トイレ等に落書きを書かれる　□提出物が遅れる<br>□小動物に残虐行為をする　○校則違反、問題行動をする |

※ ○は強要によるもの

別紙資料②

# 家庭用「いじめ早期発見チェックリスト」

日頃のお子さんの様子を見て、当てはまる項目に〇印を付けて下さい。「〇印の数が多くて気になる」「いつまでも好ましくない状態が続いて心配である」など有りましたら、**担任**又は**教育相談係**に相談して下さい。

| 番号 | 項　目 | チェック |
|---|---|---|
| 1 | 登校をしぶるようになった。 | |
| 2 | 朝、起きるのが遅くなった。 | |
| 3 | 食欲がないといって、食事の量が減った。 | |
| 4 | 携帯電話を家族のいる前で使わなくなった。 | |
| 5 | メール等を見たあと、不機嫌になるようになった。 | |
| 6 | 学校での出来事を話さなくなった。 | |
| 7 | 友人が変わった。 | |
| 8 | 友人と遊ぶことが少なくなった。 | |
| 9 | お金を欲しがるようになった。 | |
| 10 | 物をなくしたり、壊したりすることが増えた。 | |
| 11 | びくびくするようになった。 | |
| 12 | 自分の部屋にいる時間が増えた。 | |
| 13 | 小さな傷が増えた。 | |
| 14 | 質問されることをいやがるようになった。 | |
| 15 | 親が知らない人からの電話が増えたように感じる。 | |
| 16 | 携帯電話等の料金が高額になった。 | |
| 17 | 帰宅時刻が遅くなってきた。 | |
| 18 | 言葉遣いが荒くなった。 | |
| 19 | 買い与えていない物を持つようになった。 | |
| 20 | 金遣いが荒くなった。 | |

■首里東高校の電話番号 ：098（886）1578